省　令

○法務省令第十八号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三十八条（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第八十九条及び第百四十六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十三日

法務大臣　江田　五月

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五条」を「第六十五条の二」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（委員会の意見の反映）

第六条の二　刑事施設の長は、できる限り、委員会が述べた意見を刑事施設の運営に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十二条第一項第三号に次のただし書を加える。

ただし、居室内において運動を行う機会を与えるときは、午前七時から午後七時までの間で定めることができる。

第十五条第五項各号列記以外の部分を次のように改める。

受刑者には、法第四十一条第一項第五号に掲げる物品は、サンダル、座布団及び余暇時間帯における娯楽的活動に用いる物品（法務大臣が定める品名のものに限る。）について、優遇措置として自弁のものの使用を許すほか、次に掲げる物品（法務大臣が定める品名のものに限る。）について、自弁のものの使用を許すことができるものとする。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（第四種の制限区分に係る留意事項）

第四十九条の二　刑事施設の長は、第四種の制限区分に指定されている受刑者（法の規定により隔離されている者を除く。）に対し、上位の制限区分に指定を変更することができるよう働きかけを行うとともに、できる限り集団処遇の機会を付与するよう努めるものとする。

第五十一条中「前三条」を「前四条」に改める。

第五十三条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「前号」を「前二号」に改め、「場合には、」の下に「受刑者に対して褒賞を行った日又は」を、「当たっては、」の下に「その褒賞を行わず、又は」を加え、同号に次のただし書を加え、同号を同条第五号とする。

ただし、第三号の規定により優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を変更した場合において、相当と認めるときは、この限りでない。

第五十三条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　刑事施設の長は、前号に規定する受刑者に対しその評価期間が経過した後に法第百四十九条の規定による褒賞を行った場合において、必要があると認めるときは、その評価期間における受刑態度に加えて、その褒賞に係る行為の内容その他の事情を評価し、その評価に基づき、優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を上位の優遇区分の指定に変更することができるものとする。

第五十四条第一項第二号中「サンダル」の下に「、座布団」を加え、同条第二項第一号及び第三項第一号中「及びサンダル」を「、サンダル及び座布団」に改める。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（位置把握装置の携帯又は装着）

第五十七条の二　刑事施設の長は、外部通勤作業を行わせる場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、外部通勤作業を行う受刑者が位置把握装置（その者の位置を把握できる小型軽量な装置をいう。以下この条及び第六十五条の二において同じ。）を携帯し、又は装着することを条件とすることができる。

一　外部通勤作業を行っている間の位置を随時把握することができる状態に置く措置を執る必要があると認められること。

二　位置把握装置を携帯し、又は装着することが、外部通勤作業の目的を妨げないこと。

第十章中第六十五条の次に次の一条を加える。

（位置把握装置の携帯又は装着）

第六十五条の二　刑事施設の長は、法第百六条第一項の規定により外出又は外泊を許す場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による外出又は外泊（以下この条において「外出等」という。）をする受刑者が位置把握装置を携帯し、又は装着することを条件とすることができる。

一　外出等をしている間の位置を随時把握することができる状態に置く措置を執る必要があると認められること。

二　位置把握装置を携帯し、又は装着することが、外出等の目的を妨げないこと。

第八十三条に次の一号を加える。

四　面会することが極めて困難である親族と法第百四十六条第一項に規定する通信を行うことが人道上の観点から特に必要と認められること。

第九十五条中「第六条」の下に「及び第六条の二」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

（優遇区分の指定又は変更に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第五十三条第三号及び第五号の規定は、この省令の施行の日前に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百四十九条の規定による褒賞を行った場合についても適用する。

告　示

○内閣府
財務省告示第六号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年九月三十日内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年五月二十三日

内閣総理大臣　菅　直人

財務大臣　野田　佳彦

第一号16中「被害を受けた者」の下に「（17に該当する者を除く。）」を加える。

第一号16の次に次のように加える。

17　東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者に対する資金であって、東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資するためのもの

○法務省告示第二百五十七号

大阪市都島区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十三年五月二十三日

法務大臣　江田　五月

大阪市北区中野町三丁目七十一番地　竹中弥之助

○外務省告示第百八十七号

平成二十三年五月一日にダカールで、技術協力に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十三年五月二十三日

外務大臣　松本　剛明

技術協力に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の協定

日本国政府及びセネガル共和国政府は、技術協力の促進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望し、

両国の経済的及び社会的発展の促進によりもたらされる相互の利益を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

両政府は、両国間の技術協力を促進するよう努力する。

第二条

(1)　この協定の下で実施される個別の技術協力計画を規律する別途の取決めが、両政府の権限のある当局間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、セネガル共和国政府の権限のある当局は技術協力を所管する省である。

(2)　セネガル共和国政府は、日本国政府に対し、(1)に規定するセネガル共和国政府の権限のある当局の名称（名称又は権限の変更を含む。）を書面により通知する。